

始良市農業委員会総会議事録（令和2年12月）

1. 開催日時 令和2年12月25日（金） 午後1時～午後3時30分まで
2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室

農業委員 出席委員（18人）

1番	小長野 誠	11番	堂前 澄男
2番	坂元 廣幸	12番	西 泰行
3番	本村 正一	13番	川島 兼次
4番	福森 徳昭	14番	内甕 達也
5番	牧野田 隆平	15番	平 富士夫
6番	杉尾 敏憲	16番	岩元 律子
7番	市蘭 由美子	17番	松元 信道
8番	白尾 親昭	18番	夏田 恒
9番	今村 逸子	19番	米迫 慎二
10番	野元 幸雄		

欠席委員 4番農業委員

農地利用最適化推進委員 出席委員（12人）

1番	内村 幸雄	7番	松永 政文
2番	宇都 和義	8番	松元 健一
3番	扇菌 弘行	9番	池端 隆志
4番	柚木 利雄	10番	新屋敷 幸一
5番	大重 孝司	11番	中村 政芳
6番	上福元 克己	12番	柳迫 勝美

欠席委員

3. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第 1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
4. 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
5. 議案第 3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
6. 議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
7. 議案第 5号 農地の利用目的変更願について

- 8. 議案第 6 号 農業振興地域整備計画の変更（編入、除外）について
- 9. 議案第 7 号 農地あっせん申出(貸付 希望)について
- 10. 農地あっせんの経過報告
- 11. 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告
- 12. その他

4. 農業委員会事務局職員

事務局長
農地係長
農地係主任主査
農地係主査
振興係長
振興係主任主査
加治木農林水産係長
始良農林水産係長

	<h2>始良市農業委員会総会議事録（令和2年12月）</h2> <p>（大会議室に農業委員18名着席）</p>
事務局長	<p>姿勢を正してください。</p> <p>一同礼。</p> <p>〔1. 総会の通告〕</p>
議 長	<p>ただいまから、令和2年度 第9回 始良市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>ただいまの出席農業委員は<u>19名中、18名</u>で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p style="text-align: center;">————— 会務報告 —————</p>
議 長	<p>それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>資料により説明。</p> <p style="text-align: center;">————— 議事録署名委員の指名 —————</p>
議 長	<p>議事日程に入ります。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>『異議なし』</p>
議 長	<p>それでは、1番農業委員、2番農業委員にお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">————— 会議書記の指名 —————</p>
議 長	<p>つぎに、日程第2、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の〇〇振興係長と〇〇農地係長を指名いたします。</p> <p>これからの議案の審議では、農業委員会法第31条の規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができなくなっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いします。関係議案、終了後に入室・着席していただきます。</p>

<p>議 長</p>	<p>なお、この規定では、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出ていただき退席等よろしく願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">————— 議案第 1 号 —————</p> <p>それでは、日程第 3、議案第 1 号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてを議題に供します。</p> <p>1 番から 2 5 番について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第 1 号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてご説明いたします。総会資料は、1 ページ目でございます。こちらは、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地の利用権の設定です。農業委員会で審査決定後、市長がこれを公告することにより、利用権の効力が発生いたします。</p> <p>公告日は 1 2 月 3 1 日、契約の始期は令和 3 年 1 月 1 日をそれぞれ予定しております。</p> <p>契約年数につきましては、3 年間で 2 件、5 年間で 1 9 件、7 年間で 1 件、1 0 年間で 3 件で、合計 2 5 件となっております。面積につきましては、合計 4 5, 3 7 5 m²となっております。</p> <p>農用地利用集積計画（貸借）の内容につきましては、総会資料の 2 ページから 6 ページにございますので、ご確認いただきたいと思います。</p> <p>なお、総会資料の 5 ページの 2 3 番が、1 5 番農業委員、2 4 番が 1 6 番農業委員、6 ページの 2 5 番が 1 2 番農業委員の関連する議案となっております。</p> <p>こちらにつきましては、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定、議事参与の制限に基づき、議案の採決に参加できませんので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上、第 1 号議案の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、1 番か 2 2 番までについて、一括して質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局からの説明について、質疑のある委員は挙手をお願いいたします。</p>
<p>委 員</p>	<p>[質問、意見なし]</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第 1 号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての 1 番から 2 2 番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p>
<p>委 員</p>	<p>[賛成多数]</p>

議 長	<p>賛成多数により、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、1番から22番までについては、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>なお、議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての23番から25番については、議事参与制限により、関係者がいらっしやいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。</p> <p>23番の関係者、15番農業委員の退席をお願いします。</p>
	<p>委 員 （15番農業委員退席）</p>
議 長	<p>それでは、23番について質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
	<p>委 員 [質疑・意見なし]</p>
議 長	<p>それではお諮りします。議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、23番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
	<p>委 員 [賛成多数]</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、23番については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>15番農業委員は着席してください。</p>
	<p>委 員 （15番農業委員着席）</p>
議 長	<p>次に、24番の関係者、16番農業委員の退席をお願いします。</p>
	<p>委 員 （16番農業委員退席）</p>
議 長	<p>それでは、24番について質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
	<p>委 員 [質疑・意見なし]</p>
議 長	<p>それではお諮りします。議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、24番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
	<p>委 員 [賛成多数]</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決</p>

		定についての、24番については、原案のとおり決定いたしました。 16番農業委員は着席してください。
議 長	委 員	(16番農業委員着席)
		次に、25番の関係者、12番農業委員の退席をお願いします。
議 長	委 員	(12番農業委員退席)
		それでは、25番について質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
議 長	委 員	[質疑・意見なし]
		それではお諮りします。議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、25番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
議 長	委 員	[賛成多数]
		賛成多数により、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、25番については、原案のとおり決定いたしました。 12番農業委員は着席してください。
議 長	委 員	(12番農業委員着席)
		————— 議案第2号 —————
議 長		次に、日程第4 議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。 1番から8番について説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、議案第2号、農地法3条の規定による許可申請の処分決定についてご説明申し上げます。総会資料は、7ページから8ページでございます。今月の申請件数は、8件となっております。 先般、各担当委員におきまして事前調査がなされ、現地調査報告書の1ページから8ページに調査書がございますので、ご審議の参考としてください。 それでは、1番についてご説明申し上げます。 譲受人 蒲生町下久徳在住の〇〇。譲渡人 鹿児島市在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町下久徳字下川原〇〇

<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>番〇 畑、1筆の634㎡となります。 以上で、1番の説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明の1番に関連して、8番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。8番推進委員です。 それでは、1番について調査報告をいたします。令和2年12月13日午前9時、譲受人本人と会い、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人は、会社員をしながらの兼業農家であります。申請地は、蒲生高校から、南東に約300mの位置にあります。もともと耕作していた農地で、現在9反程度の田畑を耕作しております。農機具は、トラクター、コンバイン、田植機を所有しております。労働力については、会社に勤務しながらの農作業となりますが、農繁期には母親の協力もあるとのことで、問題ありません。 よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われるので、許可相当と思われます。 以上で、1番の報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の、2番について事務局の説明をお願いします。</p> <p>それでは、2番につきましてご説明申し上げます。 譲受人 鹿児島市在住の〇〇。譲渡人 同じく鹿児島市在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町米丸字上水流〇〇番〇 田、字上水流〇〇番〇 田、2筆の合計面積が1,807㎡となります。 以上で、2番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明の2番に関連して、6番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。6番推進委員です。 それでは、2番について調査報告をいたします。令和2年12月12日、譲受人本人と会い、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人は、吉田で弁当屋を経営しながら、農業を行っているそうです。今回は、兄弟間の贈与になります。申請地は、蒲生の米丸で、片道7キロ、車で10分程度かかるようです。農機具も揃っており問題ありません。労働力も、本人と妻がいるため問題ありません。 よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われるので、許可相当と思われます。 以上で、2番の報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の、3番について事務局の説明を求めます。</p>

<p>事務局</p>	<p>それでは、3番についてご説明申し上げます。 譲受人 始良市蒲生町在住の〇〇。譲渡人 東京都府中市在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町下久徳字樋之口〇〇番 畑、1筆の242㎡となります。 以上で、3番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明の3番に関連して、13番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい。13番農業委員です。 それでは、3番について、調査報告をいたします。令和2年12月13日午後から、譲受人本人と会い、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。今回は、贈与による所有権移転となります。農機具は、トラクター、田植機、防除機、軽トラックを保有しているとのことでした。労働力についても、問題ありません。 よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。 以上で、3番の報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の、4番について事務局の説明を求めまます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、4番についてご説明申し上げます。 譲受人 大山在住の〇〇。譲渡人 同じく大山在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、大山字大山〇〇番〇 田、字大山〇〇番〇 田、字寺田〇〇番〇 畑、字東村〇〇番 畑、4筆の合計面積が1,884㎡となります。 以上で、4番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明の4番に関連して、11番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい。11番農業委員です。調査報告をいたします。 令和2年12月14日、譲受人本人と会い、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。今回は、親子間による贈与による所有権移転となります。譲受人の労働力と農機具について報告します。譲受人は、夫婦で耕作されております。農機具は、トラクター、田植機、コンバイン、軽トラックをそろえており問題ありません。 よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。 以上で、4番の報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の、5番について事務局の説明を求めまます。</p>

<p>事務局長</p>	<p>それでは、5番についてご説明申し上げます。 譲受人 加治木町辺川在住の〇〇。譲渡人 加治木町朝日町在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町辺川字宮田〇〇番〇 田、字市之野〇〇番〇 畑、2筆の合計面積が1,942㎡となります。 以上で、5番の説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明の5番に関連して、5番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>はい。5番農業委員です。調査報告をいたします。 令和2年12月15日、譲受人本人と会い、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。今回は、贈与による所有権移転となります。譲受人は、田んぼも畑も良く管理されております。労働力は、夫婦2人と息子の3人で経営しており、農機具も完備されておられます。 よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。 以上で、5番の報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>次の、6番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、6番についてご説明申し上げます。 譲受人 協元在住の〇〇。譲渡人 船津在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、船津字上水流〇〇番 田、1筆の1,335㎡となります。 以上で、6番の説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明の6番に関連して、9番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>はい。9番農業委員です。調査報告をいたします。 令和2年10月19日、譲受人と電話によって聞き取りを行いました。譲受人は、自営業をしながら、農業を行っております。この申請地は、利用権が設定されておりましたが、合意解約されております。労働力は1人で、農機具は、軽トラックを所有していますが、トラクター、田植機、防除機はリースするとのことでした。 よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。 以上で、6番の報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>次の、7番について事務局の説明を求めます。</p>

	<p>事務局</p> <p>それでは、7番についてご説明申し上げます。 譲受人 霧島市溝辺町在住の〇〇。譲渡人 同じく霧島市溝辺町在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町日木山字楠原〇〇番 畑、1筆の6, 377㎡となります。 以上で、7番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の7番に関連して、12番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
	<p>委員</p> <p>はい。12番農業委員です。調査報告をいたします。 令和2年12月14日、譲受人本人と会い、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。今回は、贈与による所有権移転となります。譲受人は、霧島市で主にブドウの栽培を行っております。労働力ではアルバイトを雇用して、農機具につきましても、リースで対応するとのことでした。 よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われまので、許可相当と思われまます。 以上で、7番の報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の、8番について事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局</p> <p>それでは、8番についてご説明申し上げます。 譲受人 船津在住の〇〇。譲渡人 大阪府寝屋川市在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、船津字井手丸〇〇番 田、1筆の495㎡となります。 以上で、8番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の8番に関連して、9番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
	<p>委員</p> <p>はい。9番農業委員です。調査報告をいたします。 令和2年12月17日、譲受人本人と会い、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請地は、船津の〇〇商店のすぐ近くの農地で、農地も良く管理されておりました。今回は、姉から弟への贈与となります。労働力は、妻と2人で、農機具は、トラクター、田植機、コンバイン、軽トラックを所有しております。 よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われまので、許可相当と思われまます。 以上で、8番の報告を終わります。</p>
議 長	<p>これより、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から8番について一括して質疑に入ります。 質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>

委員	[質疑・意見なし]
議長	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から8番については、農地法第3条 第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。</p>
委員	[賛成多数]
議長	<p>賛成多数により、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から8番については、原案のとおり決定いたしました。</p>
<p>————— 議案第3号 —————</p>	
議長	<p>次に、日程第5 議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。</p> <p>1番から3番について、説明をお願いします。</p> <p>まずは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は9ページでございます。今月の申請件数につきましては、3件となっております。</p> <p>それでは、1番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>申請人は、西餅田在住の〇〇。土地の所在は、上名字宮之脇〇〇番〇田、1筆の694㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は山林で、理由といたしましては、耕作人が亡くなり休耕田になっており、イノシシの被害もあるため、山林にしたいということでございます。資金につきましては、自己資金で、改良区等は、区域外のため、不要となっております。また、被害防除計画の添付があります。こちらにつきましては、議案第6号の2番と関連がございます。</p> <p>以上で、1番の説明を、終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明の1番に関連して、15番農業委員に、議案第6号、農業振興地域整備計画の変更（編入、除外）についての2番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	はい。15番農業委員です。調査報告いたします。

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>農地区分は、第2種農地であります。その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置ですが、黒瀬公民館から、北に約650mの位置にあります。被害防除現況として、東が市道、西が原野、南が水路、北が原野です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p> <p>次の、2番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、2番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>申請人は、加治木町木田在住の〇〇。土地の所在は、加治木町木田字川添〇〇番 田、1筆の961㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は山林で、理由といたしましては、進入路がなく耕作不能のため、クヌギを植え山林としたいとのことです。資金につきましては、融資で、土地改良区からの意見書が添付されております。また、被害防除計画も添付されております。</p> <p>以上で、2番の説明を、終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明の2番に関連して、1番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。1番推進委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第2種農地であります。市街地近接農地に該当するため問題ありません。申請地の位置ですが、千鳥公園から、西に約100mの位置にあります。被害防除現況として、東が雑種地、西が宅地、南も宅地、北が宅地と田です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の、3番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、3番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>申請人は、始良市蒲生町上久徳在住の〇〇。土地の所在は、蒲生町上久徳字青色原〇〇番〇 畑、1筆の289㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は一般住宅 1棟 140.00㎡で、理由といたしましては、申請地に相続</p>

議 長	<p>を受け、実家で生活していましたが、手狭になったので解体して新築したいとのございます。資金につきましては、融資で、改良区等は、区域外のため、不要となっております。また、被害防除計画と面積超の理由書が添付されております。こちらにつきましては、隣接地〇〇番〇（宅地）326.00㎡と一体利用で、全事業面積が615.00㎡です。</p> <p>以上で、3番の説明を、終わります。</p> <p>ただいまの説明の3番に関連して、5番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。5番推進委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第2種農地であります。その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置ですが、鶴木原団地から、北東に約150mの位置にございます。被害防除現況として、東が里道、西が畑、南が宅地、北が畑です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>これより、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定の1番から3番について、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>「挙 手」</p>
議 長	<p>8番農業委員。</p>
議 長	<p>はい。8番農業委員です。</p> <p>2番について教えてください。申請では、進入路がなく耕作不能なため、クヌギを植えたいとなっておりますが、10月に3条申請がなされています。明らかに、進入路がないことを理解されています。この農地は、都市計画区域内で周辺は住宅化されて、隣接に農地も残っています。クヌギを植えるとなれば、将来的に迷惑をかけることになるのではないか。当面は、農地として利用できないのか。山林になることで、その地域のためになるのか。苦情が出てくることも予想されます。事務局長の考えを教えてください。</p>
事務局長	<p>事務局長。</p> <p>10月に3条申請がなされているのは事実です。3条申請の場合は、農地目的での所有権移転となります。3条申請の場合、おおむね3年間</p>

		は耕作するようになっております。今回の申請では、クヌギを植えるということで、被害防除計画を提出してもらっております。まわりに農地がありましたので、緩衝地を設けるようになっております。
議 長	委 員	「挙 手」 8番農業委員。
議 長	委 員	今回の場合、3条申請から1カ月も経っていません。3年間耕作することは、農地法にありますか。事務局も、申請人に3年間耕作するように指導すべきではないでしょうか。
	事務局長	事務局長。 農地法にはありません。内規となります。委員が言われるように、申請時に、もう少し慎重に受付する必要があるように思います。今後、このようなことにならないように、対応いたします。
議 長	委 員	「挙 手」 8番農業委員。
議 長	委 員	3年間耕作しなければならないことについては、農業委員・農地利用最適化推進委員にも研修等で教えていただきたい。会長も、日本一の農業委員会を目指すとされています。事務局も緊張感をもって取り組んでもらいたい。
議 長		ほかに、委員の方から何かございませんか。
議 長	委 員	「挙 手」 17番農業委員。
議 長	委 員	中立委員として発言させてください。8月に農地パトロールをしていますが、都市計画区域内の農地は、遊休農地でも非農地判断できなくなっております。そのようなことから、消去法的に許可意見となっておりますが、問題があると思われま。
議 長	事務局	事務局。いかがですか。 立地基準・農地区分では、第2種農地・第3種農地は、原則転用できるとなっております。後は、まわりに農地がある場合は、どうするかを検討することになります。一般基準については、現地調査を行い、総会

		で総合的に判断しております。
議 長	委 員	「挙 手」 18番農業委員。
議 長	委 員	耕作を3年間することになっているのに、許可して問題はないですか。 事務局。
	事務局	農地法では、3年間耕作しないといけないということはありません。国・県から、3年間耕作していなくても不許可にするという指導はありません。
議 長	委 員	「挙 手」 18番農業委員。
議 長	委 員	被害防除計画の添付があれば、よいということになるのでしょうか。 事務局。
	事務局	総会ですので、審議していただきたいと思います。ただし、不許可となった場合は、理由を添付することになります。3年間耕作していないことは、理由となりません。
議 長	委 員	「挙 手」 18番農業委員。
	委 員	私の住む農地でも、クヌギを植えて山林となっているところがあります。そのまわりの農地は、木の葉が飛んできて困っている状況があります。通作路も問題になっておりますが、クヌギも15年経過すると、木を切って、運び出すことになります。
議 長	委 員	「挙 手」 1番農業委員。
	委 員	私も現地調査員として、参加しておりました。長時間かけて、もめた案件でした。農地法としては、問題ありませんということでした。消去法で、許可となるような結果となりました。

議 長		ほかに、委員の方から何かございませんか。
	委 員	「質疑・意見なし」
議 長		ここで、しばらく休憩いたします。 (休 憩)
議 長		休憩まえに引き続き、会議を再開いたします。 それでは、お諮りいたします。 2番については、個別で審議いたします。 議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番と3番について、原案のとおり意見決定及び許可決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員	[賛成多数]
議 長		賛成多数により、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番と3番については、原案のとおり意見の決定及び許可が決定いたしました。
議 長		次に、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての2番について、原案のとおり意見決定及び許可決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員	[賛成4名]
議 長		賛成4名により、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての2番については、不許可が決定いたしました。
		議案第4号
議 長		次に、日程第6 議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。 1番から17番について説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は、10ページから15ページでございます。今月の申請件数につきましては、17件となっております。

<p>議 長</p>	<p>それでは、1番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 平松の有限会社〇〇 代表取締役 〇〇。譲渡人 平松在住の〇〇他1名です。土地の所在が、平松字上福元水流〇〇番〇 田、字上福元水流〇〇番〇 田、2筆の合計面積が2,159㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、宅地造成で、理由につきましては、人口増加が見込まれた良好な地域であり、宅地造成（1区画）を行いたいとのこととございます。こちらは、自己資金で対応し、土地改良区からの意見書の添付があります。また、被害防除計画も添付されております。</p> <p>以上で、1番の説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、9番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい。9番推進委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、大和葬儀社から、北西に約80mの位置にございます。被害防除現況として、東が田、西が農道、南も農道、北が市道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項としましては、南側の農地の用水路を確保することとあります。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の、2番について事務局の説明を求めます。</p> <p>続きまして、2番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人は、西餅田在住の〇〇。譲渡人は、東京都足立区在住の〇〇です。土地の所在は、鍋倉字稻荷脇〇〇番〇 畑、字稻荷脇〇〇番〇 畑、字稻荷脇〇〇番〇 畑、3筆の合計面積が468㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未達の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は一般住宅 1棟 105.99㎡で、理由としましては、現在借家で手狭なため、申請地に自己住宅を建築したいとのこととございます。こちらは、融資で対応し、改良区等は、区域外のため、不要となっております。また、被害防除計画が添付されております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、16番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。16番農業委員です。調査報告いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>農地区分は、第2種農地ではありますが、その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置ですが、宇都公民館から、北に約30mの位置でございます。被害防除現況として、東が宅地、西が畑、南が宅地、北が畑です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p> <p>次の、3番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、3番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 加治木町反土の有限会社〇〇 代表取締役 〇〇。譲渡人 埼玉県富士見市在住の〇〇です。土地の所在が、加治木町反土字棚目〇〇番〇 田、字棚目〇〇番〇 田、2筆の合計面積が694㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は駐車場で、理由のほうは、業務拡張により増車予定のため、社員駐車場を造成したいということでございます。こちらは、自己資金で対応し、水利組合からの意見書の添付があります。また、被害防除計画が添付されております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、1番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい。1番推進委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、加治木ジャンクションから、北に約40mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が市道、南も市道、北が水路です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の、4番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、4番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 鹿児島市の株式会社〇〇 代表取締役 〇〇。譲渡人 西餅田在住の〇〇です。土地の所在が、西餅田字百田〇〇番〇 田、1筆の236㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は駐車場で、理由としましては、隣接地に住宅展</p>

議 長	<p>示場を設けたいので、来客用駐車場を確保したいとのことでございます。こちらは、自己資金で対応し、改良区等は、区域外のため、不要となっております。また、被害防除計画の添付があります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、2番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。2番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、始良高等技術専門学校から、東に約20mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が市道、南が宅地、北も宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の、5番について事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局</p> <p>続きまして、5番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 寺師在住の〇〇。譲渡人 神奈川県綾瀬市在住の〇〇です。土地の所在は、東餅田字上牟田〇〇番〇 田、1筆の403㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第二種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は駐車場で、理由としましては、自己所有のアパートに隣接しているため、入居者の駐車場に利用するというところでございます。こちらは、自己資金で対応し、土地改良区からの意見書の添付があります。また、被害防除計画の添付があります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、16番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>委 員</p> <p>はい。16番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、洋服の青山から、南西に約10mの位置にございます。被害防除の現況は、東が市道、西が宅地、南が田、北が市道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の、6番について事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>それでは、6番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 西餅田在住の〇〇。譲渡人 加治木町木田在住の〇〇です。土地の所在が、加治木町西別府字藤次郎ケ迫〇〇番〇 畑、1筆の611㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行がなく、農地の広がり10ha以上の区域内の農地であり、農地区分は第1種農地と判断されます。転用目的は一般住宅 1棟 95.23㎡で、理由としましては、自己の永住用家屋の建築計画に至ったということでございます。こちらは、融資で対応し、区域外のため改良区のほうは、不要となっております。また、被害防除計画と面積超の理由書の添付があります。こちらにつきましては、第1種農地ということで、県農業会議ネットワーク機構への意見聴取案件であります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、1番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。1番推進委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第1種農地であるが、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当するため、問題ありません。申請地の位置ですが、加治木産業から、西に約250mの位置です。被害防除現況としましては、東が畑、西も畑、南も畑、北が市道です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件として、現地調査委員としましては許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の、7番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、7番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 西宮島町在住の〇〇。譲渡人 下名在住の〇〇です。土地の所在が、西宮島町〇〇番〇 畑、1筆の77㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は宅地拡張で、理由としましては、隣接宅地を今後義母より譲り受ける予定であり、申請地を宅地拡張したいためとのこととございます。自己資金で対応し、改良区等は、区域外のため、不要となっております。また、被害防除計画の添付があります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、2番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>

委員	<p>はい。2番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、西宮島公民館から、東に約150mの位置です。被害防除現況といたしまして、東が宅地、西が宅地と畑、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性といたしまして、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議長	<p>次の、8番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、8番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 東餅田在住の〇〇。譲渡人 平松在住の〇〇です。土地の所在が、脇元字田尻〇〇番〇 田、1筆の325㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、近隣商業地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は駐車場で、理由としましては、当老人ホームの敷地に隣接しているため、来客用駐車場にする計画に至ったとのことでございます。こちらは、自己資金で対応し、改良区等は、区域外のため、不要となっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、9番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい。9番推進委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、脇元公民館から、北に約150mの位置です。被害防除現況といたしまして、東が転用地、西が里道、南が里道、北が雑種地です。申請実現の確実性といたしまして、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議長	<p>次の、9番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、9番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 福岡県福岡市在住の〇〇他1名。譲渡人 平松在住の〇〇です。土地の所在が、脇元字田尻〇〇番〇 田、字田尻〇〇番〇 田、2筆の合計面積が190.21㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、近隣商業地域に指定されており、農地区分は、第3種</p>

<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>農地と判断されます。転用目的は通路で、理由につきましては、所有する畑が袋地のため、出入り口に利用する目的で本申請に至ったとのごとでございませぬ。資金につきましては、自己資金で、改良区等は、区域外のため、不要となっております。また、被害防除計画の添付があります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、9番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。9番推進委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、脇元公民館から、北に約150mの位置です。被害防除現況といたしまして、東が畑と宅地、西が転用地、南が里道、北が雑種地です。申請実現の確実性といたしまして、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の、10番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、10番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 西餅田在住の〇〇。譲渡人 船津在住の〇〇です。土地の所在が、船津字馬場迫〇〇番〇 田、1筆の774㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がりには10ha未滿の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は資材置場で、理由のほうにつきましては、事業拡大のため、資材置場として利用したいとのごとでございませぬ。資金につきましては、自己資金で、改良区等は、区域外のため、不要となっております。また、被害防除計画の添付があります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、16番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。16番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第2種農地であります。その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置ですが、船津公民館から、南東に約300mの位置です。被害防除現況ですが、東が水路、西が市道、南が水路、北が畑です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。</p>

議 長	<p>以上で、報告を終わります。</p> <p>次の、11番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、11番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 霧島市隼人町在住の〇〇。譲渡人 住吉在住の〇〇です。土地の所在は、寺師字岩元〇〇番 田、1筆の395㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行がなく、農地の広がりには10ha以上の区域内の農地であり、農地区分は第1種農地と判断されます。転用目的は、一般住宅 1棟 48.00㎡で、理由につきましては、申請地に自宅を建築し、永住する計画とのことをございます。こちらは、融資で対応し、改良区等は、区域外のため、不要となっております。また、被害防除計画の添付があります。こちらにつきましては、第1種農地のため、県農業会議ネットワーク機構への意見聴取案件です。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、1番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい。1番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第1種農地であるが、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当するため、問題ありません。申請地の位置は、寺師公民館から、北に約150mの位置です。被害防除現況ですが、東が田、西が宅地と水路、南も宅地と水路、北が市道です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件として、現地調査委員としましては許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の、12番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、12番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>借人 永瀬の有限会社〇〇 代表取締役 〇〇。貸人 永瀬在住の〇〇です。土地の所在は、住吉字早田尻〇〇番〇 田、1筆の904㎡のうち0.86㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がりには10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は、営農型太陽光発電所で、理由につきましては、申請地の有効活用のため、上部に発電所を設置し、パネルの下でフキ、ミョウガを栽培して販売するとのことをございます。こちらは、自己資金で対応し、改良区等は、区域外のため、不要となっております。また、被害防除計画書の添付があります。営農型太陽光発電につきましては、本市において初めての案件となります。こちらは、農</p>

<p>議 長</p>	<p>地に支柱を立てて、営農を継続しながら上部空間に太陽光発電を設置する場合の転用申請となっております。営農型太陽光については、一時転用扱いで、通常は3年間となっておりますが、申請地を認定農業者等が利用する場合や、申請地が第2種及び第3種農地の場合、10年間一時転用することができ、10年経過後に引き続き営農型と利用する場合は、再度転用申請を行う流れとなっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、17番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい。17番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第2種農地であります。その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置ですが、住吉公民館から、北西に約150mの位置です。被害防除現況ですが、東が田、西が市道、南が里道、北が畑です。申請実現の確実性ですが、自己資金証明もあり、確実です。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の、13番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、13番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>借人 福岡県福岡市の合同会社〇〇 代表取締役 〇〇。貸人 下名在住の〇〇です。土地の所在が、下名字今見山〇〇番〇 田、1筆の1,050㎡となっております。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は、太陽光発電所で、理由につきましては、発電事業をビジネスとして取り組むため、転用したいとのことでございます。こちらは、自己資金で対応し、改良区等は、区域外のため、不要となっております。また、被害防除計画の添付があります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、1番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい。1番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第2種農地であります。その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置ですが、山田中学校から、南西に約250mです。被害防除現況ですが、東が市道、西が田、南も田、北が市道です。申請実現の確実性ですが、自己資金証明もあり、確実です。</p>

<p>議 長</p>	<p>条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
<p>事務局</p>	<p>次の、14番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、14番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 東餅田の〇〇株式会社 代表取締役 〇〇。譲渡人 蒲生町漆在住の〇〇。土地の所在が、蒲生町漆字四反田〇〇番 田、1筆の1, 857㎡となっております。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は、太陽光発電所で、理由につきましては、自然エネルギーの売電収入を得て経営の安定を図るということでございます。資金については、自己資金で対応し、改良区等は、区域外のため、不要となっております。また、被害防除計画の添付があります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、7番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい。7番推進委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第2種農地ではありますが、その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置は、高峯橋から、北西に約100mの位置です。被害防除現況は、東が荒地、西が道路、南が雑種地、北が荒地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の、15番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、15番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 東餅田の〇〇株式会社 代表取締役 〇〇。譲渡人 蒲生町下久徳在住の〇〇他1名。土地の所在が、蒲生町漆字木ノ原〇〇番〇田、字木ノ原〇〇番 畑、2筆の合計面積が1, 970㎡となっております。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は、太陽光発電所で、理由につきましては、自然エネルギーの売電収入を得て経営の安定を図るということでございます。こちらは、自己資金で対応し、改良区等は、区域外のため、不要と</p>

議 長	<p>なっております。また、被害防除計画の添付があります。 以上で、説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、7番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。7番推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第2種農地ですが、その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置は、高峯橋から、南西に約100mの位置です。被害防除現況は、東が雑種地、西が畑、南が市道、北が水路です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。 以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の、16番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、16番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 東餅田在住の〇〇。譲渡人 蒲生町下久徳在住の〇〇。土地の所在が、蒲生町下久徳字桑水流〇〇番 田、1筆の1, 650㎡となっております。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は、山林で、理由につきましては、クヌギ（シイタケ原木）を植林するためとのございます。こちらは、自己資金で対応し、土地改良区から意見書があります。また、被害防除計画の添付もあります。 以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、17番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。17番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第2種農地ですが、その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置は、蒲生高校から、西に約90mの位置です。被害防除現況は、東が里道、西が宅地と畑、南が田、北も田です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。周辺地域に住宅があり、いきなり山林は問題があります。立会人に、資材置場に修正するようにしましたが、山林のままでの申請ということで、現地調査委員としましては、不許可の意見であります。 以上で、報告を終わります。</p>

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の、17番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、17番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 鹿児島市在住の〇〇。譲渡人 広島県広島市在住の〇〇他1名。土地の所在が、西餅田字春田〇〇番 田、字春田〇〇番 田、字春田〇〇番〇 畑、字春田〇〇番〇 田、4筆の合計面積が2,303㎡となっております。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種低層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、共同住宅 2棟 590.76㎡で、理由につきましては、共同住宅を建築し、家賃収入を得て生活の安定を図るためとのございます。こちらは、融資で対応し、水利組合からの意見書があります。また、被害防除計画の添付もあります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、2番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。2番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、西之妻公民館から、西に約90mの位置です。被害防除現況は、東が宅地、西が市道と宅地、南が宅地、北が農道です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>調査員の皆さん、ご苦労様でした。</p> <p>これより、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、1番から17番までについて、一括して質疑に入ります。</p> <p>その前に、16番について事務局の説明を求めます。</p> <p>その後、同行された現地調査員からのご意見も聞きます。</p>
<p>事務局</p>	<p>現地調査で、緩衝地を広げる必要があるということで、北側・西側の緩衝地を3mから6mに変更しております。後は、審議していただきたいと思えます。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>1番農業委員。意見を聞かせてください。</p> <p>1番農業委員です。この件についても、長時間議論しました。将来的には宅地化ということがみえておりました。帰りの車の中で、本当に耕作できないで、山林にするということになれば、許可になるのですかと事務局に聞いたところ、不許可にする理由がないということで、私は許可という気持ちになりました。利用される農地転用もあれば、本当に困</p>

議 長	<p>つての農地転用もあるかと思ひます。</p> <p>5番推進委員。意見を聞かせてください。</p>
委 員	<p>5番推進委員です。クヌギもしかたないと思ひつつ、申請人は、不動産会社の社長をされています。私も、山林より資材置場にするように指導いたしました。</p>
議 長	<p>1番推進委員。意見はありませんか。</p>
委 員	<p>山林から、資材置場にするように指導しました。立会人も、納得されたと思ひました。</p>
議 長	<p>ほかの委員から、意見はありませんか。</p>
委 員	<p>「挙 手」</p>
議 長	<p>2番農業委員。</p>
委 員	<p>2番農業委員です。被害防除も提出されているとのことでしたが、クヌギは、今の時期葉っぱが全部落ちます。まっすぐ下に葉っぱが落ちることはありません。私は、不許可意見です。</p>
議 長	<p>ほかに、質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[質疑・意見なし]</p>
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>16番については、個別で審議いたします。</p> <p>議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から15番と17番について、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[賛成多数]</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番から15番と17番について、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、16番について、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>

	<p>委員 [賛成1名]</p>
<p>議長</p>	<p>賛成1名により、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての16番については、不許可が決定いたしました。</p> <p>なお、6番と11番につきましては、県農業会議ネットワーク機構の決議に該当しますので、「意見聴取」いたします。</p>
	<p style="text-align: center;">————— 議案第5号 —————</p>
<p>議長</p>	<p>次に、日程第7 議案第5号、農地の利用目的変更願についてを議題に供します。</p> <p>1番から2番について説明をお願いします。</p> <p>まずは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第5号、農地の利用目的変更願についてご説明いたします。総会資料は16ページでございます。今月の申請件数につきましては、2件となっております。</p> <p>それでは、1番につきまして、ご説明いたします。申請人は永瀬在住の〇〇、所有者も同一でございます。土地の所在は、住吉字早田尻〇〇番〇 田、1筆の904㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。変更後の使用目的は、現状のまま畑で、理由としましては、営農型太陽光発電所を設置し、パネルの下でフキ、ミョウガを栽培し、販売するためとのことでございます。また、被害防除計画の添付があります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明の1番に関連して、17番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>はい。17番農業委員です。報告いたします。</p> <p>申請地の位置ですが、住吉公民館から、北西へ約150mの位置です。周囲の現況ですが、東が田、西が市道、南が県道、北が畑です。申請実現の確実性は、申請事由のとおり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見といたしましては、現地調査員としては、承認意見です。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、2番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、2番につきまして、ご説明いたします。申請人は、蒲生町上久徳在住の〇〇、所有者も同一でございます。土地の所在は、蒲生町</p>

<p>議 長</p>	<p>下久徳字榎田〇〇番 田、1筆の668㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がりには10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。変更後の使用目的は、盛土をして畑で、理由としましては、用水の確保が困難なため、自家利用の家庭菜園として利用したいということでございます。また、被害防除計画の添付があります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明の2番に関連して、5番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい。5番推進委員です。報告いたします。</p> <p>申請地の位置ですが、下久徳いきいき交流センターから、北西へ約80mの位置です。周囲の現況ですが、東が里道、西が市道、南も市道、北が宅地と畑です。申請実現の確実性は、盛土も用意してあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見といたしましては、現地調査員としては、承認意見です。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、議案第5号、農地の利用目的変更願についての、1番から2番について、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>「質疑・意見なし」</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第5号、農地の利用目的変更願についての、1番から2番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>[賛成多数]</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数により、議案第5号、農地の利用目的変更願についての、1番から2番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
<p>————— 議案第6号 —————</p>	
<p>議 長</p>	<p>次に、日程第8 議案第6号、農業振興地域整備計画の変更（編入、除外）についてを議題に供します。</p> <p>1番から2番について説明をお願いします。</p> <p>まずは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第6号、農業振興地域整備計画の変更（編入、除外）</p>

議 長	<p>についてご説明いたします。総会資料は17ページでございます。今月の申請件数につきましては、2件となっております。</p> <p>それでは、1番につきまして、ご説明いたします。申請人は霧島市溝辺町の〇〇土地改良区 理事長 〇〇、所有者も同一でございます。土地の所在は、加治木町日木山字楠原〇〇番 畑、1筆の743㎡です。申請目的は、編入です。変更後の使用目的は、現状のまま畑で、理由としましては、県営更新事業の対象農地として事業を導入し、畑かん施設を利用した営農をするためとのことでございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明の1番に関連して、12番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。12番農業委員です。報告いたします。</p> <p>申請地の位置ですが、弓削公民館から、南西へ約1,050mの位置です。周囲の現況ですが、東が農道、西が山林、南も山林、北が農道です。申請実現の確実性は、農用地区域へ編入して、畑として利用するため、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。現況は、耕作放棄地となっております。総合意見といたしましては、現地調査員としては、承認意見です。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、2番につきまして、ご説明いたします。申請人は西餅田在住の〇〇、所有者も同一でございます。土地の所在は、上名字宮之脇〇〇番〇 田、1筆の694㎡です。申請の目的は、除外です。変更後の使用目的は山林で、理由としましては、長い間休耕田であり、イノシシの被害もあるため、クヌギを植え山林にしたいということでございます。こちらにつきましては、議案第3号の1番とも関連があります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>本案件については、議案第3号の1番で、15番農業委員から報告済でありますので補足説明につきましては、省略いたします。</p> <p>それでは、議案第6号、農業振興地域整備計画の変更（編入、除外）についての、1番から2番について、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>「質疑・意見なし」</p>
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第6号、農業振興地域整備計画の変更（編入、除外）についての、1番から2番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手</p>

		をお願いします。
	委員	[賛成多数]
議長		賛成多数により、議案第6号、農業振興地域整備計画の変更（編入、除外）の、1番から2番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。
		————— 議案第7号 —————
議長		次に、日程第9 議案第7号、農地あっせん申出(貸付 希望)についてを議題に供します。 1番から2番について事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、議案第7号、農地あっせん申出(貸付 希望)について、ご説明いたします。総会資料は、18ページです。今月の申請につきましては、貸付2件となっております。参考資料につきましては、91ページから92ページになりますので、審議の参考としてください。 それでは、1番を説明いたします。 内容につきましては、貸付です。申請者は加治木町日木山在住の〇〇、土地の所在が、加治木町日木山字楠原〇〇番 畑、1筆の2, 165㎡です。希望貸付期間は3年で、希望小作料は、2万円ということです。 以上で、1番の説明を終わります。 それでは、2番を説明いたします。 内容につきましては、貸付です。申請者は、西餅田在住の〇〇、土地の所在が、住吉字塚田〇〇番 田、1筆の1, 320㎡です。希望貸付期間は5年で、希望小作料は、粍2俵ということです。 以上で、説明を終わります。
議長		事務局の説明が終わりました。議案第7号、農地あっせん申出（貸付希望）の1番から2番について、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
	委員	「挙 手」
議長		2番推進委員。
	委員	はい。2番推進委員です。 1番については、耕作者が決まっています。 以上です。
議長		事務局。いかがですか。

	事務局	わかりました。1番については、削除いたします。
議 長		1番については、耕作者が決まっておりますので、削除します。 ほかに、質疑のある委員はいらっしゃいませんか。
	委 員	「質疑・意見なし」
議 長		それでは、お諮りいたします。 議案第7号、農地あっせん申出(貸付 希望)の2番について、原案のとおり受理することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員	[賛成多数]
議 長		賛成多数により、議案第7号、農地あっせん申出(貸付 希望)の2番については、原案のとおり受理することに決定いたしました。 次に、ただいま承認された議案第7号のあっせん申出に係る地区あっせん委員の選出について協議していただきます。 地区委員の方々から選出していただきたいと思っております。 自薦他薦いずれでもよろしいです。
	委 員	「意見なし」
議 長		いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。 議案第7号、農地あっせん申出(貸付 希望)についての、 2番については、10番推進委員に、 お願いしたいと思います。
	委 員	「はい」
議 長		それでは、担当になられた委員の方々は、よろしく願いいたします。
		————— 農地あっせんの経過報告 —————
議 長		次に日程第10、農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。まず、事務局からの報告をお願いします。
	事務局	それでは、農地あっせんの経過報告をいたします。 今月は、特にありませんでした。あと、資料5ページの57番の売渡希望の〇〇さんですが、事務局に来庁され、耕作者の方が、蒲生町久末

<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>字夏越田〇〇番〇 田、4 1 6 m²は買ってもよいが、残りの蒲生町久末字夏越田〇〇番〇 田、5 2 1 m²のあっせんをよろしくお願ひしたいということでした。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> <p>委員の皆さんから、何か報告等ございませんか。</p> <p>「挙 手」</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>1 2 番農業委員。</p> <p>はい。1 2 番農業委員です。</p> <p>4 ページの4 2 番については、利用権で1 月の総会に申請予定です。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ほかに、委員の方から何かございませんか。</p> <p>[質問・意見なし]</p>
<p>議 長</p>	<p>ないようでしたら、この案件は報告ですので、これで終わります。</p>
<p>————— 農用地利用集積計画（貸借）合意解約 —————</p>	
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に日程第1 1、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約の報告をいたします。1 2 月は5 5 件が提出されております。内容につきましては、別紙、合意解約1 2 月分を、後ほどご確認ください。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただ今の事務局説明について、質疑のある方はございませんか。</p> <p>「質問・意見なし」</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ないようですので、それでは、この案件は報告ですので これで終わります。</p> <p style="text-align: center;">————— その他 —————</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは日程第1 2、その他でございますが、委員の方から何かございませんか。</p>

<p>議 長</p>	<p>委員 「挙 手」</p> <p>10番農業委員。</p>
<p>議 長</p>	<p>委員 はい。10番農業委員です。</p> <p>農業者年金・農業新聞購読加入推進グループから、ご報告いたします。始良市農業委員会では、農業委員については2部、推進委員については1部の購読推進を目標として活動してきたわけですが、今年度については、委員31名中、20名の方から、申込書の提出をいただきました。ありがとうございました。</p> <p>先日、鹿児島県農業会議所より、購読推進活動の実績についての集計結果が届きましたので、報告します。</p> <p>お手元の資料「令和2年度 全国農業新聞 鹿児島県 優秀農業委員会表彰について」をご覧ください。1ページ目にありますとおり、始良市は特別表彰の部に入賞しました。また、入賞こそ逃したものの、新規購読の部と純増の部門では4位、新規購読普及の部門では6位という成績をおさめることができました。皆様のご協力のおかげです。ありがとうございました。今度提出される申込書は、来年度の実績となりますので、今後ともご協力のほど、よろしく申し上げます。</p> <p>以上、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ほかに、委員の方からないですか。</p>
<p>議 長</p>	<p>委員 「挙 手」</p> <p>12番農業委員。</p>
<p>議 長</p>	<p>委員 はい。12番農業委員です。</p> <p>遊休農地対策グループからのお願いです。遊休農地にならないようにするためには、1カ月に1回は、農地パトロールをしていただきたい。また、ここの遊休農地を解消したい箇所を申し出てください。ただし、耕作者がいることが条件です。</p> <p>蒲生地区が6番農業委員、始良地区が14番農業委員、加治木地区が、5番農業委員となっておりますので、遊休地解消の候補地がありましたら、今の3名に是非申し出てください。</p> <p>副グループ長の10番推進委員、補足をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>委員 10番推進委員です。今、グループ長が話したとおり遊休農地解消の候補地がありましたら、1月の総会までに、3地区の担当に申し出てください。</p> <p>ほかに、委員の方からないでしょうか。</p>

	<p>委員 [発言なし]</p>
<p>議長</p>	<p>ないようですので、以上で、本日の議案の審議並びに、報告事項は全て終了しました。 事務局から何かありますか。</p>
	<p>事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 駐車場の利用について ○ 始良市10周年記念式典への参加について ○ タブレットのアンケート調査結果について
<p>議長</p>	<p>ほかにありませんか。 それでは、以上をもちまして、令和2年度 第9回 始良市農業委員会総会を閉会いたします。</p>
	<p>[閉会]</p>
<p>事務局長</p>	<p>姿勢を正してください。 一同礼。</p>

議事録署名委員

署名委員 _____

署名委員 _____